

第18期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年6月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



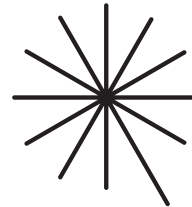
開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-1
パシフィコ横浜会議センター 3階 301/302

※昨年と会場が変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図を参照の上、お間違えのないようご注意ください。

目次

第18期 定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	7
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名 選任の件	



QD LASER



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からも招集通知をご覧いただけます。

株式会社QDレーザ

証券コード：6613

議決権行使期限

2024年6月27日（木曜日）午後5時30分まで

証券コード6613
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月6日)

株主各位

神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号
株式会社QDレーザ
代表取締役社長 菅 原 充

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第18期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



・当社ウェブサイト <https://www.qdlaser.com/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブ
サイトにアクセスし、銘柄名（QDレーザ）又は証券コード（6613）を入力・検索し「基本情
報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



・「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/6613/>



書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りい
たしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載して
おりません。

従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・計算書類の「個別注記表」

株主の皆様におかれましては、同封の議決権行使書用紙のご郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので（４～５ページご参照）、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月27日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-1

パシフィコ横浜会議センター 3階 301/302

※昨年と会場が変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図を参照の上、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

第18期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに変更内容を掲載させていただきます。
- 定時株主総会当日のお土産の用意はございませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。議決
権行使書面において、議案に賛否の表示
がない場合は、賛成の意思表示をされた
ものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月27日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2024年6月27日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封
の議決権行使書用紙を会場受付へご提出
ください。

株主総会開催日時

2024年6月28日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 123456789 議決権行使回数 10回

〇〇〇〇株式会社 御中
敬啟者、〇〇〇〇株式会社の株主様へ、議決権行使書（議決権行使書）を郵送にてお送りいたします。議決権行使書は、議決権行使の権利を行使するための書面です。議決権行使書に賛否の表示をされた後、封筒に封入し、封筒に「議決権行使書」と記載の上、〇〇〇〇株式会社に送付してください。

〇〇〇〇 〇〇 〇〇
103-8670
2-1
〒103-8670
東京都千代田区八重洲1丁目2-1
〇〇〇〇株式会社
みずほ 花子

議案	賛	否	賛否不明
議案第1号	○	○	○
議案第2号	○	○	○
議案第3号	○	○	○
議案第4号	○	○	○

議決権行使書に添付されている「議決権行使書」は、議決権行使の権利を行使するための書面です。議決権行使書に賛否の表示をされた後、封筒に封入し、封筒に「議決権行使書」と記載の上、〇〇〇〇株式会社に送付してください。

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

図は議決権行使書のイメージであり、実際の議決権行使書とは異なります。実際の議案数は1つです。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権
行使期限

2024年6月27日（木曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

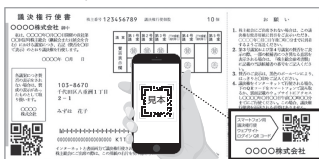


QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

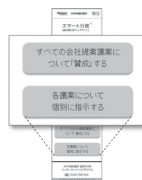
1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

図は議決権行使書のイメージであり、実際の議決権行使書とは異なります。
実際の議案数は1つです。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

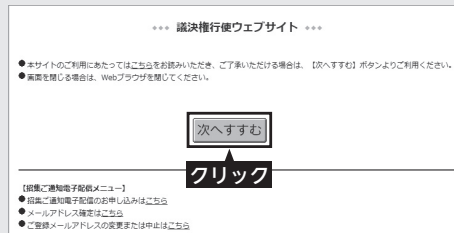
議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-768-524 受付時間
年未年始を除く9:00~21:00

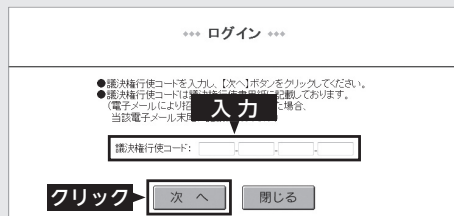
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



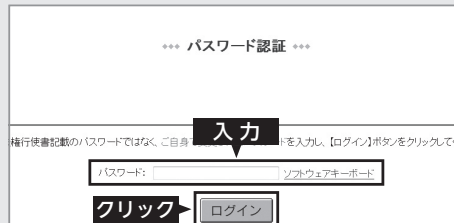
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/6613/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT ① 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

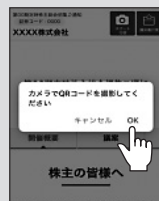
このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

POINT ② 「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」
ボタンをタッチ後
「OK」を選択で
カメラが起動しま
す。



議決権行使書用
紙のQRコード
を撮影し、撮影
した写真の画面
で「写真を使用」
をタッチ。



「OK」を選択後、
「スマートフォン
用議決権行使ウ
ェブサイト」へア
クセスいただけます。



POINT ③ 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

POINT ④ 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	ながお おさむ 長尾 収 (1960年1月27日)	1982年4月 2005年7月 2006年4月 2009年10月 2012年4月 2015年4月 2018年3月 2022年1月 2024年4月	三井物産株式会社入社 株式会社MVC（現三井物産グローバル投資株式会社）代表取締役社長 株式会社QDレーザ取締役（2009年まで） 三井物産株式会社金融・新事業推進本部企業投資部長 米国三井物産上席副社長 米州本部業務本部長 株式会社ホープ顧問 株式会社インフォーマート代表取締役社長 同社取締役会長 同社取締役（現任）	5,000株

候補 者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当 社の株式数
2	よしだ つとむ 吉田 勉 (1956年7月17日)	1980年4月 1997年4月 1999年12月 2003年11月 2004年9月 2006年4月 2008年4月 2009年10月 2013年7月 2013年7月 2015年4月 2015年10月 2016年6月 2018年10月 2021年4月 2022年4月 2024年4月	三井物産株式会社入社 同社業務部新産業技術室課長 ACTIV Investment Partners, Ltd.代表パートナー 三井物産株式会社企業投資開発部投資事業室長 Mitsui & Co. (U.S.A.), Inc. Financial Markets Business Division Senior Vice President & GM 三井物産株式会社金融市場業務部長 同社企業投資部長 同社M&A推進部長 三井物産グローバル投資株式会社代表取締役社長 当社取締役（現任） Mitsui & Co. Global Investment Inc. 東京支店長 タカタ株式会社社会長室長 同社取締役執行役員 株式会社三菱ケミカルホールディングス（現三菱ケミカルグループ株式会社）執行役員経営戦略部門M&A室長 同社執行役員経営戦略部門ポートフォリオ改革推進室長 同社ポートフォリオ改革推進部長 同社エグゼクティブアドバイザー ストラテジー所管（現任）	906株

3	は た の かおる 波多野 薫 (1977年1月19日)	2001年4月	株式会社半導体エネルギー研究所入社	906株
		2013年4月	トムソン・ロイター（現クラリベイト・アナリティクスジャパン株式会社）入社	
		2017年5月	株式会社セクションC共同創業 代表取締役	
		2019年10月	株式会社カルディオインテリジェンス共同創業	
		2021年7月	同社知財・新規事業開発室	
		2021年7月	国立大学法人東北大学特任教授（現任）	
		2022年6月	当社取締役（現任）	
		2023年7月	株式会社カルディオインテリジェンスR&D室（現任）	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 吉田 勉氏、波多野 薫氏は社外取締役候補者であります。
3. 長尾 収氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の企業の経営者としての経験があり、当社の創業を含め成長段階の企業の事業戦略立案・実行、経営改善等々、多様な分野で手腕を発揮しており、将来にわたる当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断したためであります。
4. 吉田 勉氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業としての幅広い知識と見識を有することから、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、11年となります。
5. 波多野 薫氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の研究開発型企業での知財業務経験や企業創業の経験を有することから、知財戦略の側面から当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約において補填することとしており、その契約を更新する予定であります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。吉田 勉氏及び波多野 薫氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、吉田 勉氏及び波多野 薫氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
9. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
10. 所有する当社の株式数は、2024年3月31日時点のものです。

〈ご参考〉 スキルマトリクス

議案の承認が得られた場合の取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営・ 経営戦略	開発・ テクノロジー	セールス・ マーケティング	国際性・ ダイバーシ ティ	財務・会計・ 市場対応	法務・ リスクマネ ジメント
長尾 収	取締役	○			○	○	○
吉田 勉	取締役 (社外)	○			○	○	○
波多野 薫	取締役 (社外)		○	○	○		
内田 悟	取締役 監査等委員 (社外)	○		○	○		
山田 啓之	取締役 監査等委員 (社外)	○				○	○
森 大輝	取締役 監査等委員 (社外)						○

※「ガバナンス」は全ての取締役に求められることから一覧に記載しておりません。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの5類移行に伴う経済活動の正常化や賃金の上昇による個人消費の持ち直しの動き、インバウンド拡大により、景気は緩やかな回復傾向が見られました。一方、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に加えてイスラエル・パレスチナの軍事衝突による地政学リスクの高まりや円安の進行及び物価上昇により、引き続き先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社では「人の可能性を照らせ。」のコーポレートスローガンのもと、新波長の小型可視レーザや箱型モジュール・多波長集積光源、半導体検査用超高速DFBレーザ及び次世代アイウェアの開発、既存製品やレーザ網膜投影機器の新製品の販売拡大並びに眼の健康チェックサービス事業の展開を進めてまいりました。

事業別の市場動向としましては、レーザデバイス事業の分野では売上高は前事業年度から増加しました。製品別ではDFBレーザ、量子ドットレーザ、高出力レーザが前事業年度から増収となりましたが、バイオ検査装置用小型可視レーザが前事業年度から減収となりました。レーザアイウェア事業の分野では、網膜投影式ビューファインダであるRETISSA NEOVIEWERの北米販売、また眼の健康チェックツールであるRETISSA MEOCHECKの販売増加や眼の健康チェックサービス販売増加等により前事業年度から増収となりました。各製品の成果については次のとおりです。

- ・精密加工用DFBレーザにおきましては、欧州の半導体ウエハ検査装置用光源の需要が増加したこと、医療用光源の受注が好調であったことにより、受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は394,307千円となりました。
- ・バイオ検査装置用小型可視レーザにおきましては、COVID-19対策収束によりバイオ検査装置需要が減退し、細胞解析装置大手顧客の在庫調整により受注が減少いたしました。本製品の当事業年度売上高は202,018千円となりました。
- ・センサ用高出力レーザにおきましては、640nmから905nmの波長帯で、主に産業用途向けのマシンビジョン、パーティクルカウンタ、光電センサ、水準器、距離計用光源等、ニッチからマスまで広範なニーズに対応してビジネス展開いたしました。最近の半導体不足による半導体工場設備投資拡大の流れを受け、半導体工場で使用されるウエハ搬送機用センサおよびパーティクルカウンタの受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は228,884千円となりました。
- ・通信用量子ドットレーザにおきましては、シリコンフォトニクス用光源として日米欧の9社と光コネクタ・チップ間通信、LiDAR用途で共同開発を行っております。光配線用の量産試作用チップ販売は増加し、量産用チップの受注も始まった一方、一部顧客の共同開発案件の時期ずれのため受注が減少し、チップ・パッケージ・ウエハ販売をすべて総合した当事業年度の売上高は109,456千円となりました。
- ・レーザアイウェア事業におきましては、網膜走査型レーザアイウェア「RETISSA Display II」および「RD2CAM」や、網膜投影型視覚支援機器「RETISSA ON HAND」の販売を継続しております。ソニー製コンパクトデジタルスチルカメラとのバンドルにより、網膜投影カメラキット”DSC-HX99 RNV kit”

として販売しているデジタルカメラ用網膜投影ビューファインダ「RETISSA NEOVIEWER」は、全国5店舗のソニーストアに加え米国でも発売いたしました。眼の健康チェック機器「RETISSA MEOCHECK」については眼科医療機器のディーラーを代理店として拡販を進めています。また、タクシー、トラックなど自動車運送事業者を主な対象とする眼の健康チェックサービスも継続して提供、拡大しています。さらに、次世代網膜投影型アイウェア（スマートグラス）に向けた各種要素技術の開発受託も拡大し、当事業年度売上高は312,816千円となりました。

- ・ 網膜投影カメラキット” DSC-HX99 RNV kit” については、製品および取り組みに高い評価をいただき、2023年度グッドデザイン・ベスト100、オーディオビジュアルアワードVGP2023Summerユニバーサル賞を受賞したほか、2023年の「日本の歴史的カメラ」の1つに選出されました。グッドデザイン賞については、審査員セクション「私の選んだ一品2023」にも選ばれています。
当事業年度においては、事業の発展に合わせ、次の施策を行いました。
- ・ バイオメディカル装置用小型可視レーザーの増産体制構築に着手いたしました。
- ・ シリコンフォトニクス用量子ドットレーザーの量産出荷を開始いたしました。また、更なる低コスト化のため、ウエハサイズ変更（3→4インチ化）のための試作を実施いたしました。
- ・ 次世代加工用ピコ秒パルスレーザーや半導体検査用レーザーの量産認定に向けて、顧客評価を進めました。
- ・ 半導体レーザー製品に関する情報発信を強化するため、専用サイト”qdl-laser.com”を開設しました。
- ・ 網膜投影機器RETISSAシリーズを用いて、視覚障がい者の方々が図書館、博物館、美術館、スタジアムなどをより楽しめるようにする活動を進めております。日本財団 DIVERSITY IN THE ARTSが主催したライブイベントなど、文化・芸術活動への協力や、各施設でのトライアル導入を進めています。
- ・ 「RETISSA ON HAND」については川崎市の「かわさき基準（KIS）」による福祉製品に認証されたほか、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品となり、2024年度以降の購入やレンタルにおける消費税が非課税となりました。また、CSUN技術支援会議にあわせて米国でも代理店向けの販売を開始しました。
- ・ 「RETISSA NEOVIEWER」を含む網膜投影カメラキット” DSC-HX99 RNV kit” については、より多くの方に体験の機会を提供するため、家電のサブスク・レンタルサービス「Rentio（レンティオ）」でのレンタルサービスを開始いたしました。
- ・ トヨタ・モビリティ基金が主催するアイデアコンテスト「Make a Move PROJECT」の「Mobility for All 2023」に採択され、デジタル一眼に対応する網膜投影ビューファインダーのプロトタイプを開発しました。開発品を用いてロービジョン当事者の方にカーレースを観戦、撮影いただく実証実験を行い、これをもととした「With My Eyes」の4つ目のエピソードを公開いたしました。
- ・ 全編を米国で撮影し、英語で制作した「With My Eyes」の5つ目のエピソードを公開いたしました。
- ・ 眼の健康チェック機器「RETISSA MEOCHECK」については、定期健康診断にあわせた眼の健康チェックサービスの実施方式に加え、お客様の状況にあわせて柔軟に実施可能なセルフチェック方式での提供も進めています。
- ・ 2つの大学における「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）」に参画しております。東北大学の「Vision to Next」では「みえる」からはじまるエンパワーメントに、東京藝術大学の「共生社会」を造るアートコミュニケーション共創拠点では「誰もが孤立しない共生社会」に、それぞれ貢献してまいります。

これらの結果、当事業年度の事業別売上高はレーザデバイス事業で934,668千円、レーザアイウェア事業で312,816千円となり、レーザデバイス事業では継続して単年度営業黒字となりました。全社では当事業年度の売上高は1,247,485千円、当期純損失は642,627千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は213,691千円であり、その主なものは、半導体レーザウエハ評価装置75,014千円、小型可視レーザ用評価装置67,000千円、小型可視レーザ生産用機械16,977千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において第5回～第16回新株予約権の行使により、1,843,539千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題は次のとおりです。

・レーザデバイス事業の成長

加工、センサ領域では、既存製品の受注継続と拡大、新規品開発と製品化、新規アプリケーションへの参入及び高付加価値モジュールの製品化を進め、中長期的に年率10%以上の安定的な事業成長を図ります。通信、LiDAR向けシリコンフォトリソクス用量子ドットレーザについては、国内外の顧客からの受託開発、特性改善、低コスト量産化を進め、量産受注案件を増やすことで量子ドットレーザ事業を強化します。

・ロービジョンエイド領域での取り組み

レーザアイウェア事業のうち視覚支援領域においては販売拡大が継続的な課題となっております。

国内販売につきましては、公的補助を含めた経済的状況を鑑みると当事者による直接の購入は限定的であると考えられます。このため、施設への導入やイベントの実施などを通じたバリアフリーやインクルーシブ社会の実現を目指し、かつ持続可能な取り組みの構築を進めてまいります。

「RETISSA NEOVIEWER」(DSC-HX99 RNV kit) および「RETISSA ON HAND」を販売している米国を含む海外市場においては、医療機器と誤認されるリスクを避けるためにCSUN技術会議など対面の場におけるPR活動を中心にしています。認知の浸透には相応の時間と費用がかかると考えられますが、パートナーとの関係強化、提携先の拡大、中国を含む市場開拓、事業開発を進めて参ります。

・眼の健康維持（ビジョンヘルスケア）領域の拡大

レーザ網膜投影技術を活用した眼の健康チェック機器「RETISSA MEOCHECK」の発売に加え、交通事業者向けのサービスビジネスを立ち上げております。この新たな領域、ビジネスモデルへの取組を着実に進め、事業としての確立・拡大を図ってまいります。また、医療機器としての検眼器等についても提携先と上市に向けて引き続き原理検証・試作を進め、事業化の道筋を明確にしております。

・スマートグラス実現に向けた取り組みの継続・拡大

レーザアイウェア事業の飛躍的成長を実現するためには、多くの方が日常的に使うスマートグラスへの技術採用が欠かせない要素です。共同開発を続けるパートナー企業とともに、アイトラッキング機能の開発、低消費電力化、小型化、高精細化といった要素技術の成熟にむけて取り組むとともに、これまで蓄積した知財・ノウハウの収益化を目指してまいります。

- ・マーケティングと営業体制、新製品開発力の強化

市場・業界・顧客分析、及び分析に基づく戦略的営業活動をさらに充実させるとともに、従来の定期的な顧客訪問、展示会の有効活用、国内外代理店との密な連携、企業パイプラインの強化と複線化、ウェブサイトの充実、Eコマースサイト活用を継続して、売上増大と利益確保を図ります。また、製品開発、研究開発基盤とマーケティングを連動させ、新製品開発力を強化します。

- ・水平分業提携先との協業体制の維持と発展

チップ作製、モジュールアッセンブリ、レーザアイウェア生産提携先と、将来ビジョン、年間計画、各案件のスケジュール連携、結果のフィードバック、定期的な訪問、打合せ等を行い、より一層の関係強化を図ります。

- ・高品質・安定した製品の供給

高品質、高性能な製品を市場に供給し顧客満足度を継続して向上できるようISOに準拠した製品開発を行っていきます。また、顧客の性能、品質、価格、納期へのご要求に常に耳を傾け、開発・生産・営業が一体となりスピーディーに対応できる体制の継続的改善を行っていきます。

- ・MBE装置(分子線エピタキシー法による結晶成長装置)の維持管理

当社の技術を支えるMBE装置は事業部の移転に合わせて2026年4月に横浜市戸塚区の新拠点に移設する予定ですが、本装置は繊細な管理を必要とするため、移設時及び日々の修繕において、安定的な運用ができるような体制を図ります。

- ・適切なコーポレートガバナンスとIR体制強化

開示書類の早期作成、業務プロセスの改善、内部管理体制の強化を継続的に推進するとともに、株主とのコミュニケーションを強化し、株主満足度の高いIR体制を構築してまいります。

当事業年度の営業損失は604,014千円となりましたが、レーザデバイス製品の販売拡大と網膜投影機器の販売拡大及び検眼サービスの事業拡大によって、長期安定的な経営へ繋げ、早期黒字化の実現に向けて事業を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度 第15期	2021年度 第16期	2022年度 第17期	2023年度 第18期
売上高	895,620千円	1,101,346千円	1,159,479千円	1,247,485千円
経常損失(△)	△707,769千円	△893,536千円	△546,884千円	△600,972千円
当期純損失(△)	△879,829千円	△880,967千円	△550,379千円	△642,627千円
1株当たり 当期純損失(△)	△32.94円	△25.17円	△15.16円	△15.44円
総資産	4,675,147千円	4,018,067千円	4,918,398千円	6,146,353千円
純資産	3,808,629千円	3,583,494千円	4,439,807千円	5,667,791千円
1株当たり 純資産	110.13円	99.86円	115.04円	135.60円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)を第16期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権の所有割合	主要な事業内容
QD Laser Deutschland GmbH	3,372	100%	ドイツにおける治験結果の維持管理
QD Laser America, Inc.	1,363	100%	QDレーザ製品の輸入販売

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
レーザデバイス事業	GaAs基板をプラットフォームとする通信・産業用半導体レーザ部品及びエピタキシャルウェハ等の研究、開発、製造、販売及びマーケティング
レーザアイウェア事業	レーザ技術を応用した網膜走査型レーザアイウェア等の網膜投影機器及び視覚検査機器等の研究、開発、製造、販売及びマーケティング

(8) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

主要な営業所	所在地
本社	神奈川県川崎市

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	2名減	51.30歳	7.13年

(注) 上記従業員数には、派遣社員14名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社きらぼし銀行	8,651

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約（融資限度額10億円）を締結しておりますが、当期末における実行残高はありません。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数100,529,000株
- (2) 発行済株式の総数41,751,303株（自己株式数226株を含む）
- (3) 株主数47,182名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	763,300株	1.82%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH,LUXEMBOUG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS:CLIENT OMNI OM25	669,700株	1.60%
石井 良明	574,300株	1.37%
野村證券株式会社（1）	316,788株	0.75%
S M B C日興証券株式会社	261,680株	0.62%
株式会社 S B I 証券	247,483株	0.59%
野村證券株式会社（2）	235,000株	0.56%
楽天証券株式会社	222,500株	0.53%
HSBC BANK PLC A/C M ANDG (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	206,300株	0.49%
株式会社イシイ	205,400株	0.49%

（注）当社は、自己株式数（226株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
社外取締役（監査等委員である者を除く）	1,812	2
監査等委員である取締役	3,411	3

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第5回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2015年6月10日	2016年6月17日
新株予約権の数		13,030個	8,475個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式（注1）260,600株 （新株予約権1個につき20株）	普通株式（注1）169,500株 （新株予約権1個につき20株）
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり7,000円 （1株当たり350円）	新株予約権1個当たり7,000円 （1株当たり350円）
権利行使期間		2017年7月1日から 2025年4月23日まで	2018年7月1日から 2026年6月16日まで
行使の条件		（注2）	（注2）
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数9,870個 目的となる株式数197,400株 保有者数1名	新株予約権の数4,400個 目的となる株式数88,000株 保有者数1名
	社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
	取締役（監査等委員）	—	—

		第10回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		2016年11月11日	2019年3月28日
新株予約権の数		25,300個	49,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式（注1）506,000株 （新株予約権1個につき20株）	普通株式（注1）991,000株 （新株予約権1個につき20株）
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり8,000円 （1株当たり400円）	新株予約権1個当たり9,000円 （1株当たり450円）
権利行使期間		2018年12月1日から 2026年10月28日まで	2021年4月9日から 2029年3月26日まで
行使の条件		（注2）	（注2）
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数23,500個 目的となる株式数470,000株 保有者数2名	新株予約権の数48,350個 目的となる株式数967,000株 保有者数2名
	社外取締役（監査等委員を除く）	—	新株予約権の数1,000個 目的となる株式数20,000株 保有者数1名
	取締役（監査等委員）	—	—

- (注) 1. 当社は2019年8月20日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. ①新株予約権者は、割当新株予約権の行使をする時点においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとします。
- ②新株予約権者は、下記3. に規定するいずれかの事由が生じたときは、新株予約権を行使することができないものとします。
- ③新株予約権者が、新株予約権を行使することができる期間の満了前に死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名に限り、新株予約権者の権利を相続することができるものとします。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を相続できません。
- ④新株予約権者は、新株予約権を分割して行使することができるものとします。
- ⑤新株予約権者が、富士通株式会社及びその子会社の取締役、又は従業員の地位を有する間は、新株予約権を行使できないものとします。
3. 当社は、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- ①本新株予約権が相続の対象とならなかったとき。
- ②新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も保持しなくなった場合。
- ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- 1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- 2) 新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社の子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- 3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合
- 4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- 6) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- 7) 新株予約権者が本要領又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ④新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- 1) 新株予約権者が自己に適用される当社又は当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- 2) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅原 充	
取締役	幸野谷 信次	CFO 兼 経営企画室長
取締役	吉田 勉	三菱ケミカルグループ株式会社 ポートフォリオ改革推進部長
取締役	波多野 薫	株式会社カルディオインテリジェンス R&D室 国立大学法人東北大学特任教授
取締役(常勤監査等委員)	内田 悟	
取締役(監査等委員)	山田 啓之	Axella総合会計事務所 代表
取締役(監査等委員)	森 大輝	光和総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 吉田勉氏、波多野薫氏、内田悟氏、山田啓之氏及び森大輝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 吉田勉氏は、これまで国内外複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業経営の幅広い知識と見識を有しております。
3. 取締役 波多野薫氏は、これまで複数の研究開発型企業で知財や企業創業の経験があり、知財戦略に関する幅広い知識と見識を有しております。
4. 常勤監査等委員 内田悟氏は、これまで国内外複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業経営の幅広い知識と見識を有しております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査担当者と監査等委員会との連携を可能とするため、取締役監査等委員 内田悟氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 監査等委員 山田啓之氏は税理士であり、複数の上場会社において社外役員を歴任し、税理士としての業務経験を通じ、財務、会計及び税務に高い見識を有しております。
7. 監査等委員 森大輝氏は、弁護士であり、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に高い見識を有しております。
8. 2023年6月27日開催の第17期定時株主総会において内田悟氏が取締役(常勤監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。
9. 当社は、吉田勉氏、波多野薫氏、内田悟氏、山田啓之氏及び森大輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用及びそれらに付随する費用を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、私的な利益または便宜を違法に得たこと又は犯罪行為に起因する賠償請求等については補填の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
				金銭報酬
取締役（監査等委員を除く）	4名	49,901千円	36,084千円	6,336千円
（うち社外取締役）	（2名）	（7,112千円）	（6,120千円）	（―）
取締役（監査等委員）	3名	13,387千円	11,520千円	―
（うち社外取締役）	（3名）	（13,387千円）	（11,520千円）	（―）
合計	7名	63,289千円	47,604千円	6,336千円
（うち社外取締役）	（5名）	（20,499千円）	（17,640千円）	（―）

役員区分	報酬等の種類別の総額	
	業績連動報酬等	非金銭報酬
	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	6,488千円	992千円
（うち社外取締役）	（―）	（992千円）
取締役（監査等委員）	―	1,867千円
（うち社外取締役）	（―）	（1,867千円）
合計	6,488千円	2,859千円
（うち社外取締役）	（―）	（2,859千円）

(注) 1. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。

2. 当該株式報酬の内容は業績連動報酬等に含まれる非金銭報酬はパフォーマンス・シェア・ユニット

です。

3. 金銭報酬はパフォーマンス・シェア・ユニットの金銭支給分を含んでおります。
4. 業績連動報酬に含まれない非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬です。その交付状況は2. 株式の状況(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載の通りです。

②業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本（4）②及び③において「業務執行取締役」といいます。）に対して事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。当事業年度は2023年3月期の売上高目標1,277百万円に対して1,159百万円の実績だったため、基準額の91%としております。

また、当事業年度より業務執行取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業務執行取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めることを目的として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、業績目標の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付する制度であり、譲渡制限期間は業務執行取締役等の地位を退任する日までです。業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る指標は、3年間の各事業年度の売上高目標、営業利益目標の達成率、株価の増減率によって算定し、3年分を合計するものとしており、当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるとともに株主との利害共有の意識を高めるためであります。

また、当事業年度より、監査等委員でない社外取締役（以下、本（4）②及び③において「非監査等委員社外取締役」といいます。）及び監査等委員である取締役に対して当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えると同時に株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び非監査等委員社外取締役及び監査等委員である取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に株主の皆様との一層の価値共有を進めることをそれぞれ目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度は、一定期間の役務提供を条件として譲渡制限期間満了時に譲渡制限を解除する内容の譲渡制限付株式を役務提供開始時に付与する制度であり、譲渡制限期間は取締役等の地位を退任する日までです。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

当社取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

当社業務執行取締役の業績連動型譲渡制限付株式報酬の額及び数は、2023年6月27日開催の第17期定時

株主総会において、上記報酬枠とは別枠で年額8,000万円以内、本制度に基づいて発行又は処分される当社の普通株式の総数は年196,500株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名です。

当社非監査等委員社外取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び数は2023年6月27日開催の第17期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で非監査等委員社外取締役につき年額1,000万円以内、監査等委員である取締役につき年額1,000万円以内とし、本制度に基づいて発行又は処分される当社の普通株式の総数は非監査等委員社外取締役につき年24,500株以内、監査等委員である社外取締役につき年24,500株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の非監査等委員社外取締役の員数は2名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を保持すること、持続的な企業価値増大への取り組みを促進すること、株主との利害を共有することを踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2023年7月13日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

取締役報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を獲得、保持すること、(2)持続的な企業価値増大への取組を促進すること、(3)株主との利害を共有することを目的としております。

業務執行取締役（社外取締役を除く監査等委員でない取締役を意味する。以下同じ。）の報酬については、(1)基本報酬（業績に連動しない金銭報酬を意味する。以下同じ。）、(2)短期インセンティブとしての単年度賞与（業績に連動する金銭報酬を意味する。以下同じ。）、(3)中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬（業績に連動する非金銭報酬を意味する。以下同じ。）から構成することとし、持続的な業績向上を動機づけるものとしております。

非業務執行取締役（監査等委員でない社外取締役を意味する。以下同じ。）の報酬については、その役割に鑑み、(1)基本報酬、(2)中長期インセンティブとしての事前交付型譲渡制限付株式報酬（業績に連動しない非金銭報酬を意味する。以下同じ。）から構成することとしております。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、前年までの実績と貢献、当該事業年度の職責等に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定するものとしております。

3. 単年度賞与の業績指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

単年度賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として毎事業年度一定の時期に支給することとしております。

4. 業績連動型譲渡制限付株式報酬の業績指標の内容および額もしくは数またはその算定方法ならびに非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型譲渡制限付株式報酬として、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度を採用し、評価期間の終了後に交付する株式には譲渡制限を付することとしております。なお、納税資金を確保する観点から、その一部を譲渡制限解除時に金銭で支給することとしております。

業績連動型譲渡制限付株式報酬は、原則として、中期事業計画において定める業績目標その他の客観的な当社の業績指標を評価指標として、その達成度に応じて、評価期間終了後に、当社の普通株式を交付することとしております。評価指標として採用する業績指標は各中期事業計画における経営上の重要性等に応じて取締役会において決定し、業績連動型譲渡制限付株式に係る権利は中期経営計画の状況等に応じて取締役会において定める時期に付与することとしております。

業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式の数および支給する金銭の額は、各々の職責等を考慮して定める基準となる数または額に、予め定めた評価期間における評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定することとしております。

業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式には、業務執行取締役を退任までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとの譲渡制限を付することとしております。

5. 事前交付型譲渡制限付株式報酬の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非業務執行取締役に対して、取締役退任時に譲渡制限を解除する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

事前交付型譲渡制限付株式報酬は、一定期間の役務提供を条件として、取締役退任時である譲渡制限期間満了時に譲渡制限を解除する内容の譲渡制限付株式を付与するものであり、毎事業年度一定の時期（役務提供開始時）に付与することとしております。

譲渡制限付株式報酬として交付する株式の個人別の数は、基本報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額に基づいて決定することとしております。

6. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬構成においては、多様で優秀な人材を確保、保持すること、中長期的な会社成長や企業価値との連動性をより高めるとともに株主との一層の価値共有を進めること等の取締役報酬の目的を踏まえて、目標達成時の標準的な報酬構成比率が基本報酬、単年度賞与および業績連動型譲渡制限付株式報酬について概ね以下の割合となるように設定することとしております。

基本報酬：単年度賞与：業績連動型譲渡制限付株式報酬＝70：10：20

非業務執行取締役の報酬構成においては、基本報酬および事前交付型譲渡制限付株式報酬の割合が概ね以下となるように設定することとしております。

基本報酬：譲渡制限付株式報酬＝80：20

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬、単年度賞与、業績連動型譲渡制限付株式報酬および譲渡制限付株式報酬の個人別の額または数については、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役（監査等委員である者を含む。）で構成し、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会において審議のうえ、当該審議の内容を最大限尊重して、株主総会において決議された報酬等の額及び内容の範囲内において、取締役会の決議により決定することとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関である報酬委員会が各取締役の前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて検討を行っているため、取締役会もその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当該事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

（1）重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ①取締役吉田勉氏の兼職先である三菱ケミカルグループ株式会社と当社との間には利害関係はありません。
- ②取締役波多野薫氏の兼職先である株式会社カルディオインテリジェンスと当社との間には利害関係はありません。また、国立大学法人東北大学との間に取引関係はありますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、特別な関係ではありません。
- ③監査等委員山田啓之氏の兼職先であるAxella総合会計事務所と当社との間には利害関係はありません。
- ④監査等委員森大輝氏の兼職先である光和総合法律事務所と当社との間には利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	吉田 勉	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、企業経営に係る豊富な経験・識見から議案審議や事業計画の策定、契約締結、開示等に関して必要な発言を行っております。
取締役	波多野 薫	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、企業経営や知財に係る豊富な経験・見識から議案審議や契約締結、事業の枠組み等に関して必要な発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	内田 悟	2023年6月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会10回全てに出席し、企業経営に係る豊富な経験・識見から議案審議等に妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っている他、業務執行の監査・監督のために社内の重要な会議に出席しております。
取締役 (監査等委員)	山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会14回全てに出席し、税理士としての高い見識と上場企業の監査役経験から議案審議や財務報告、開示等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	森 大輝	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての高い見識から議案審議や契約締結、規程改定等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。

- (注) 1. 取締役(監査等委員)内田悟氏は、2023年6月27日開催の第17期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。
2. 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

6. 会計監査人の状況

- (1) 名称 みおぎ監査法人
- (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議案件とすることといたします。

7. 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2015年10月15日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っておりますが、2019年4月11日開催の取締役会において、以下のとおり一部改訂を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業憲章」「行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ②取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
- ③取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
- ④代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- ⑤取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「経営文書管理規程」並びに「内部情報管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ②法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、管理部が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ②各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ②取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ④稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- ⑤業務執行取締役、執行役員、部長による経営進捗会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。

- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「関係会社管理規程」を定め、経営企画室及び管理部を中心とした関係会社管理を行い、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。
 - ②管理部が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を確認し、整備・運用を指導する。
 - ③子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記①及び②において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査等委員会等に報告する。
- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき従業員（以下、「補助使用人」という）を指名することができる。
 - ②監査等委員が指定する補助すべき期間中は、補助使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - ③補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等業務を補佐するものとする。
 - ④当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得た上で行うものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ⑤補助使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を監査等委員でない取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7) 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ①当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - ②当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員の要請に応じて監査等委員に対して職務の執行状況を報告する。
 - ③当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、重要な法令・定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - ④当社及びグループ会社の取締役は、上記②又は③の報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
 - ⑤監査等委員の職務の執行において生じる費用については、会社法第399条の2第4項に基づくこととし、同条の請求に係る手続きを定める。

(8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は監査等委員と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ②内部監査担当者は会計監査人及び監査等委員と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査等委員は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当者に報告を求める。

(9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

- ①当社は、(1) ①に基づく「行動規範」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務とする。
- ②当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス及びリスク管理体制について

当社では、全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を定め、経営企画室を主管部門としてコンプライアンス遵守及びリスク管理体制を構築しており、以下の事項を実施しております。

- ・コンプライアンス及びリスク管理に関する規程、マニュアル等の作成及び周知
- ・社内におけるコンプライアンス及びリスク管理教育
- ・その他コンプライアンス及びリスク管理の推進にあたっての指導及び助言
- ・内部通報制度の整備による法令違反等の早期発見と迅速な対応

②取締役の職務の執行について

取締役会は、16回（取締役会の決議があったものとみなす書面決議2回を除く）開催し、取締役7名（うち、社外取締役（監査等委員を除く）2名、社外取締役（監査等委員）3名）で構成されており、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③内部監査の実施について

「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査担当者が内部監査を実施しております。また、内部監査担当者が兼務する視覚情報デバイス事業部開発製造グループに対する内部監査については、管理部の担当者が内部監査担当者になることで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査の結果は代表取締役社長に適時に報告されております。

④監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、14回開催し、社外取締役（監査等委員）3名で構成されており、取締役会への出席のほか、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題について意見交換を行っており、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。

常勤監査等委員は取締役会のほか、経営進捗会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査を行い、当社の業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を定常的に監視する体制を整備しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。配当政策の基本方針としましては、株主の皆様へ安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。

（注）本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,762,017	流 動 負 債	444,557
現 金 及 び 預 金	4,836,530	買 掛 金	142,863
売 掛 金	331,683	1年内返済予定の長期借入金	7,984
商 品 及 び 製 品	173,320	未 払 金	224,220
仕 掛 品	86,804	未 払 費 用	8,868
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	224,901	未 払 法 人 税 等	4,107
未 収 入 金	107,357	預 り 金	8,021
前 払 費 用	13,895	賞 与 引 当 金	43,483
短 期 貸 付 金	12,000	役員業績連動報酬引当金	2,275
そ の 他	4,563	そ の 他	2,734
貸 倒 引 当 金	△29,040	固 定 負 債	34,004
固 定 資 産	384,335	長 期 借 入 金	667
有 形 固 定 資 産	352,190	役員業績連動報酬引当金	1,621
建 物 附 属 設 備 (純 額)	140,095	繰 延 税 金 負 債	3,449
機 械 及 び 装 置 (純 額)	112,962	資 産 除 去 債 務	28,266
工 具 器 具 及 び 備 品 (純 額)	11,658	負 債 合 計	478,561
建 設 仮 勘 定	87,475	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	4,954	株 主 資 本	5,661,302
特 許 権	2,062	資 本 金	53,579
商 標 権	0	資 本 剰 余 金	6,250,560
ソ フ ト ウ エ ア	2,891	資 本 準 備 金	6,250,560
投 資 そ の 他 の 資 産	27,190	利 益 剰 余 金	△ 642,627
関 係 会 社 株 式	4,735	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 642,627
差 入 保 証 金	22,415	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 642,627
そ の 他	40	自 己 株 式	△ 210
		株式引受権	6,488
		純 資 産 合 計	5,667,791
資 産 合 計	6,146,353	負 債 純 資 産 合 計	6,146,353

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額
売上	上			高	1,247,485
売上	上	原		価	928,403
売上	上	総	利	益	319,081
販売費	及	び	一	般	923,096
営業	損	失	(△)		△ 604,014
営業	外	収	益		209
受取	替	利	息		10,048
補助	金	収	入		198
補助	金	収	入		22,192
その他	の		他		295
営業	外	収	益	合	32,944
営業	外	費	用		
支払	払	利	息		263
株式	交	付	費		13,615
資金	調	達	費		3,043
固定	資	産	除	却	12,762
その他	の		他		216
営業	外	費	用	合	29,902
経常	損	失	(△)		△600,972
特別	損	失			37,709
減損	損	失			37,709
税引	前	当	期	純	△638,682
法人	税、	住	民	税	4,107
法人	税	等	調	整	△162
法人	税	等	合	計	3,945
当期	純	損	失	(△)	△642,627

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
2023年4月1日残高	3,270,235	5,754,007	—	5,754,007	△4,591,869	△4,591,869
《当期変動額》						
新 株 の 発 行	935,883	935,883		935,883		
減 資	△4,152,539		4,152,539	4,152,539		
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△439,330	439,330	—		
欠 損 填 補			△4,591,869	△4,591,869	4,591,869	4,591,869
当 期 純 損 失					△642,627	△642,627
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	△3,216,655	496,553	—	496,553	3,949,242	3,949,242
2024年3月31日残高	53,579	6,250,560	—	6,250,560	△642,627	△642,627

	株 主 資 本		株式引受権	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
2023年4月1日残高	△198	4,432,174	—	7,632	4,439,807
《当期変動額》					
新 株 の 発 行		1,871,767			1,871,767
減 資		—			—
資本準備金からその他資本剰余金への振替		—			—
欠 損 填 補		—			—
当 期 純 損 失		△642,627			△642,627
自 己 株 式 の 取 得	△11	△11			△11
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)		—	6,488	△7,632	△1,143
当 期 変 動 額 合 計	△11	1,229,128	6,488	△7,632	1,227,984
2024年3月31日残高	△210	5,661,302	6,488	—	5,667,791

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び製品…………… 移動平均法による原価法
- ・ 仕掛品…………… 移動平均法による原価法
- ・ 原材料…………… 移動平均法による原価法
- ・ 貯蔵品…………… 個別法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。

- ・ 建物附属設備…………… 2年～15年
- ・ 機械及び装置…………… 2年～10年
- ・ 工具器具及び備品…………… 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

- ・ 特許権…………… 8年
- ・ 商標権…………… 10年
- ・ ソフトウェア
 自社利用…………… 5年

(3) リース資産

所有権移転リース資産は、見積耐用年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。また、所有権移転外リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度末に見合う金額を計上しております。

(3) 役員業績連動報酬引当金

役員への業績連動報酬の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い（出荷基準等の取扱い）を適用し、財又はサービスの国内の販売において、顧客による検収時までの期間が通常の場合の場合は、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出による販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しており、開発受託については、顧客の検収を受けた時点で収益を認識することとしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の会計処理

株式交付費は支出時に全額費用処理をしております。

(2) 外貨建の資産、又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動負債「賞与引当金」に含めておりました役員の「役員業績連動報酬引当金」（前事業年度1,417千円）は、追加情報に記載の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外費用「その他」に含めておりました「固定資産除却損」（前事業年度0千円）は、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

【追加情報】

（業績連動型譲渡制限付株式報酬制度）

2023年7月13日開催の取締役会において、2023年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づいて、2023年4月から2026年3月までを評価期間とし、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）を対象に、予め定めた業績目標の達成度に応じた数の当社の普通株式を交付するための業績評価分の報酬として交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）を付与することを決議しました。

対象取締役は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件として、評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて、当社普通株式の交付を受けることになります。基準交付株式数は年間12,970株（評価期間合計で38,910株）であり、最終交付株式数は当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて50～200%の範囲で算定される業績目標達成度等を乗じて算定されます。ただし、納税資金確保の観点から、算定された株数の20%に相当する数の当社株式については、換価した上で、当該取締役に対して、換価処分金相当の金銭を給付します。当事業年度においては、当社株式分として株式引受権6,488千円、金銭（納税資金確保分）として役員業績連動報酬引当金（固定負債）1,621千円を計上しております。

（譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行）

2023年7月13日開催の取締役会において、2023年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づいて、監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役を対象に、譲渡制限付株式報酬を付与することを決議しました。

対象取締役は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件として、当社普通株式の交付を受けることになります。株式数は年間5,223株です。当事業年度においては、当該株式分として資本金に1,429千円、資本準備金に1,429千円を計上しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 棚卸資産

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	レーザデバイス 事業	レーザアイウェア 事業	その他	合計
商品及び製品	152,936	20,383	—	173,320
仕掛品	84,491	2,313	—	86,804
原材料及び貯蔵品	181,756	43,001	143	224,901
評価損	27,571	57,227	—	84,798

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

棚卸資産に関する収益性の低下による簿価切り下げの方法において、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、取得原価を正味売却価額まで引き下げ、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、販売が合理的に見込めない棚卸資産及び長期間滞留している棚卸資産についても将来の販売可能性を考慮し、販売不能と判断した金額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

②主要な仮定

販売計画の立案（見積り）における主要な仮定は、将来販売数量の予測であります。なお、レーザアイウェア製品の販売計画について、当初より予定していた市場への進展が現時点で不透明であることから、前事業年度の販売実績を踏まえ、より保守的な販売数量を正味売却可能数量としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来販売数量は、市場環境の影響を受けるため、前提とした状況が変化した場合には、棚卸資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	レーザデバイス 事業	レーザアイウェア 事業	共用資産	合計
有形固定資産	352,190	0	0	352,190
無形固定資産	4,953	0	0	4,954
その他	—	0	—	0
減損損失	—	35,714	1,995	37,709

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

・レーザアイウェア事業

レーザアイウェア事業に属する固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、当該資産グループにおける回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額を零で評価しております。

・レーザデバイス事業

レーザデバイス事業に属する固定資産について収益性が悪化したことにより減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

・共用資産

本社の全社的な資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。共用資産に属する固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、全社での回収可能額を使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価がその帳簿価額を下回っていたことから、回収可能価額を零で評価しております。

② 主要な仮定

当社資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された3ヶ年の中期経営計画及び4年目以降の期間の将来キャッシュ・フローの見積りに将来の不確実性を反映させたものを基礎としております。その主要な仮定は将来の顧客の生産計画及び成長率により算定した予想販売数量であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである予想販売数量は見積りの不確実性を伴うことから、予想販売数量が見込みから大幅に乖離し、資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(千円)
建物附属設備	150,325
機械及び装置	819,659
工具器具及び備品	104,851
リース資産	10,269
計	1,085,105

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	(千円)
売掛金	28,825
立替金	4,225
未払金	0

3. 取締役（監査等委員含む）に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	12,048千円
------	----------

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	27,210千円
製造原価・販売費及び一般管理費	119千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の総数	
普通株式	41,751,303株
2. 自己株式	
普通株式	226株

3. 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の種類及び数	
普通株式.....	7,990株
4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的 となる株式の種類及び数	
普通株式.....	1,996,900株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,464,928
減価償却超過額	30,610
賞与引当金	14,788
貸倒引当金	9,876
資産除去債務	9,613
滞留棚卸資産評価減	9,086
その他	6,910
繰延税金資産小計	2,545,814
評価性引当額	△2,545,814
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
除去費用	3,449
繰延税金負債合計	3,449
繰延税金負債の純額	3,449

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動における資金需要に基づき、主に増資と、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。また、一部の営業債務は部材輸入に伴い外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。

短期借入金は運転資金、長期借入金は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、製品の販売にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びその差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（子会社株式（貸借対照表計上額4,735千円））は、下記の表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借 入金を含む)	(8,651)	(8,651)	—
計	(8,651)	(8,651)	—

(注) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した
時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	8,651	—	8,651
計	—	8,651	—	8,651

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	菅原 充	(被所有) 0.0	当社 代表 取締役	新株予約権の権 利行使 (注1)	11,970	—	—
				資金の貸付 (注2)	11,970	短期 貸付金	—
				貸付金の回収 (注2)	23,940	—	—
				利息の受取 (注2)	37	未収入金	—
役員	幸野谷信次	(被所有) 0.2	当社 取締役	新株予約権の権 利行使 (注1)	12,000	—	—
				資金の貸付 (注2)	12,000	短期 貸付金	12,000
				貸付金の回収 (注2)	12,000	—	—
				利息の受取 (注2)	102	未収 入金	36

(注) 1 新株予約権の権利行使は、2015年4月23日臨時株主総会決議及び2015年6月10日取締役会決議に基づき付与された第5回新株予約権、2016年10月28日臨時株主総会決議及び2016年11月11日取締役会決議に基づき付与された第10回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事

- 業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【収益認識に関する注記】

(1) 収益の分解

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	レーザデバイス 事業	レーザアイウェア 事業	
精密加工用DFBレーザ	394,307	—	394,307
バイオ検査装置用小型可視レーザ	202,018	—	202,018
センサ用高出力レーザ	228,884	—	228,884
通信用量子ドットレーザ	109,456	—	109,456
開発受託	—	107,760	107,760
レーザアイウェア	—	205,056	205,056
計	934,668	312,816	1,247,485

地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	レーザデバイス 事業	レーザアイウェア 事業	
日本	291,694	283,917	575,611
欧州	266,725	—	266,725
北米	138,560	28,593	167,154
中国	143,393	—	143,393
その他アジア	66,689	305	66,995
中東	27,605	—	27,605
計	934,668	312,816	1,247,485

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年3月31日)	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	380,077	331,683
契約負債	2,747	2,734

契約負債は顧客からの前受金であり、収益を認識した時点で取り崩します。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,747千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	279,353
1年超2年以内	24,016

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	135.60 円
1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	5,667,791 千円
純資産の部の合計額から控除する金額	6,488 千円
(うち株式引受権)	(6,488 千円)
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	5,661,302 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数	41,751 千株
1 株当たり当期純損失	15.44 円
1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	642,627 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純損失	642,627 千円
普通株式の期中平均株式数	41,629 千株

なお、潜在株式調整後の1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2024年4月11日の取締役会において、レーザデバイス事業部の移転について、下記のとおり、決定しました。

(1) 移転の目的

今回のレーザデバイス事業部の移転は、2022年11月10日開示の2023年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）の（会計上の見積りの変更）（耐用年数の変更）の通り、貸借契約期間の見込に制限がかかっている中で、長期かつ独自の製造設備の設計を容易にする賃貸借契約を基に設備投資の計画性の向上をはかり、安定的な生産環境を推進することを目的としております。

当社の結晶成長技術を支える製造工程の構築のためには、精緻な制振性のある建物や設置に法的な制限のある液体窒素ガスタンクの設置を可能とする敷地が必要不可欠であり、その中でも今回の移転先は汎用的な施設ではなく、当社向けに設計された施設での賃借であり、投資を決定する際には上記の利便性が大きく寄与します。また、結晶成長装置の増設も可能な敷地となり、生産能力の向上も可能となります。

(2) 移転先

神奈川県横浜市戸塚区上倉田町206-1,206-2,207-1,207-2

(3) 移転の予定日

2026年4月

(4) 業績への影響

翌事業年度より、移転前に所有する建物附属設備について、移転の予定日に応じた残存使用見込期間で減価償却が完了するように耐用年数を短縮いたします。また、該当する不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、使用見込期間の変更を行います。

この変更により、従来の方によった場合に比べて、翌事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ17,248千円増加する見込みです。なお、移転に伴う内装工事等の費用は精査中です。

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社QDレーザ
取締役会 御中

みおぎ監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 健 悟

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 将 文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社QDレーザの2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社QDレーザ 監査等委員会

取締役監査等委員（常勤） 内 田 悟 ㊞

取締役監査等委員 山 田 啓 之 ㊞

取締役監査等委員 森 大 輝 ㊞

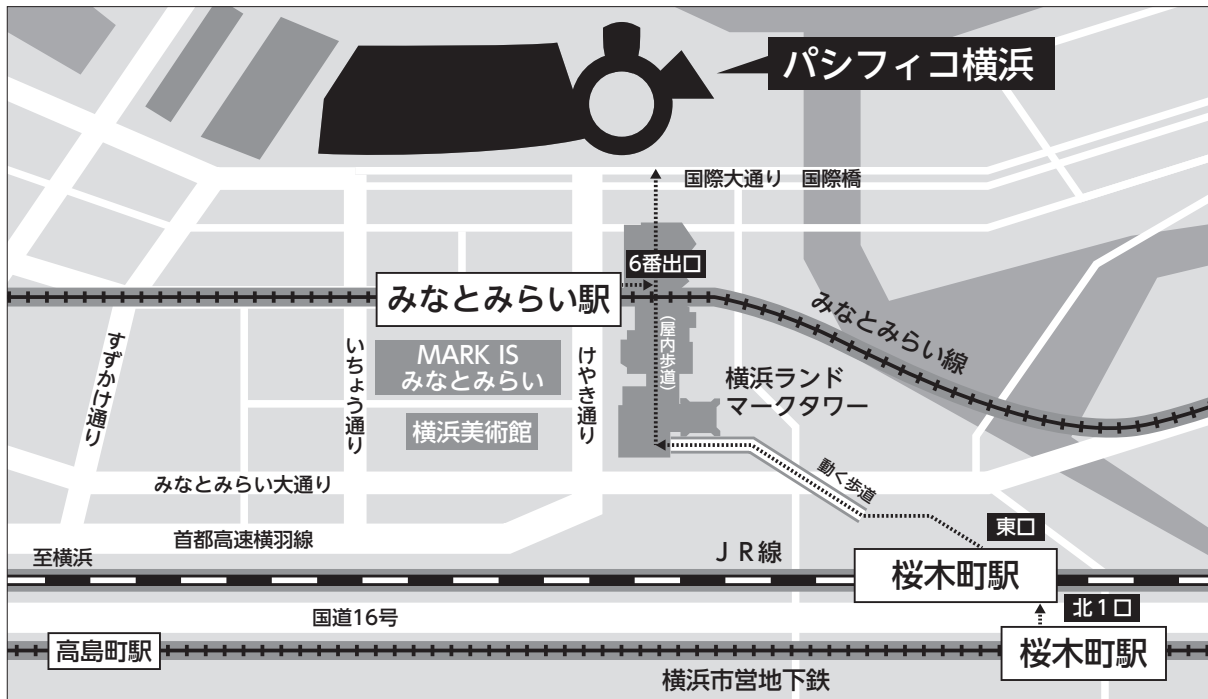
(注) 監査等委員 内田悟、山田啓之、森大輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 パシフィコ横浜会議センター 3階 301/302
神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-1

※開催場所が昨年と異なります



交通 みなとみらい線 「みなとみらい駅」下車 6番出口(クイーンズスクエア連絡口)より徒歩5分
(クイーンズスクエア2F通路経由)
JR線 「桜木町駅」下車 北改札(東口)より徒歩12分(動く歩道経由)
横浜市営地下鉄 「桜木町駅」下車 北1口より徒歩15分(JR線桜木町駅東口および動く歩道経由)

お願い：当会場には専用駐車場・駐輪場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。

株式会社QDレーザ

<https://www.qdlaser.com/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。